



岐阜県の 農地・水・環境保全だより

第 40 号
令和 7 年 10 月

農地や農業用水は、農業生産の役割だけではなく、魅力的な農村にとってかけがえのない大切な財産（資源）です。この資源を支えてきたのは「地域の共同活動」。これなくしては、農村の環境を守ることはできません。



白い絨毯のような「そばの花」（椀の湖自然公園：中津川市）

目 次

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会 第 18 回通常総会開催	2
令和 6 年度 多面的機能支払交付金 優良表彰地区の紹介	3
令和 7 年度 多面的機能支払交付金の制度改正のポイント	5
事務負担の軽減について	7
円滑な組織運営のためのポイント	10
お知らせ	12

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

第18回通常総会開催

令和7年3月1日（金）午前11時より、岐阜市藪田南OKBふれあい会館において、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会第18回通常総会を開催しました。総会では、藤原勉会長が「市町村等の事務支援を始め、組織の広域化への誘導及び設立支援や、活動の継続に向けた取り組みなど、地域の円滑な事業推進に向けて、積極的に支援していく」とあいさつされました。また、地域資源の保安全管理活動に多大な効果を発揮された2活動組織を優良活動組織として表彰しました。心よりお祝い申し上げます。



＜議決事項＞

第1号議案：令和5年度事業報告、収支決算並びに財産目録の承認について

第2号議案：令和7年度事業計画並びに収支予算の議決について

第3号議案：役員改選について



海老れんげクラブ（本巣市）



笠郷地区環境保全対策協議会（養老町）



記念撮影

令和6年度 多面的機能支払交付金 優良表彰地区の紹介

活動組織名 海老れんげクラブ（本巢市）

認定農用地面積 7.27ha

交付対象面積 7.27ha

活動の表題 ～農業から生み出す地域の輪～

活動の概要 平成29年度より農地維持活動、資源向上活動（共同・長寿命化）の全てに取り組み、精力的に活動を行っている活動組織である。組織の規模は決して大きくはないが、そこを上手く利用して地域の幅広い世代を巻き込んだ活動を実施している。地域住民や子供たちと連携した「あいがも稲作」や「芋掘り体験」などの農業体験が、子供中心の新たなコミュニケーションの場となっており、地域住民からは、「活動を行うことで地域が活性化している。」との声があり、地域貢献に繋がっている。



農地維持活動（草刈り）

地域の声 子供たちにネット社会の現代では中々体験できない経験をさせることができ、地域に子供中心の新たなコミュニケーションを生み出している事に達成感を感じている。地元からは、「地域の活性化として是非この活動を継続してほしい！」という声が上がっており、地域貢献に繋がっていてとても嬉しい。



あいがも稲作



芋掘り体験



農業体験（田植え）

活動組織名 笠郷地区環境保全対策協議会（養老町）

認定農用地面積 476.42ha

交付対象面積 377.82ha

活動の表題 ～伝え残していきたい宝物 次世代を担う子供たちへ～

活動の概要 平成19年度より農地維持活動、資源向上活動（共同・長寿命化）の全てに取り組んでいる活動組織である。当活動組織は5つの集落をひとつの固まりとした広域活動組織で、農業団体や自治会、学校関係者など、笠郷地域にあるすべての団体が構成員となって活動に取り組んでいる。活動の中心としている水路の補修では、補修用の資材にリサイクル品等も活用し工事区間の延長に繋げている。また、次世代の農業の担い手を育てたいとの思いで行っている子供たちへの農業体験や食育活動を通して、農業や環境保全の大切さを啓発していることなど多岐にわたる活動に取り組んでいる。



農地維持活動（泥上げ）

地域の声 将来の農業に支障を来さないよう水路の補修を中心に活動を行ってきたが、まだ補修が必要な場所が多く、今後も継続していく予定。また、地域の子供たちに、農業体験などを通して環境保全の大切さや必要性等を啓発し「豊かな笠郷」を地域住民と共に築き上げていきたい。



農業体験（稲刈り）



広報活動（町民運動会でパレード）



水路の補修

多面的機能支払交付金の令和7年度改正のポイント

令和7年度の制度改正として、組織の体制強化への支援や環境負荷低減の取組への支援等の加算措置の拡充、増進加算の対象活動の追加や交付単価の見直し等の制度改正が行われました。改正のポイントは下記のとおりです。

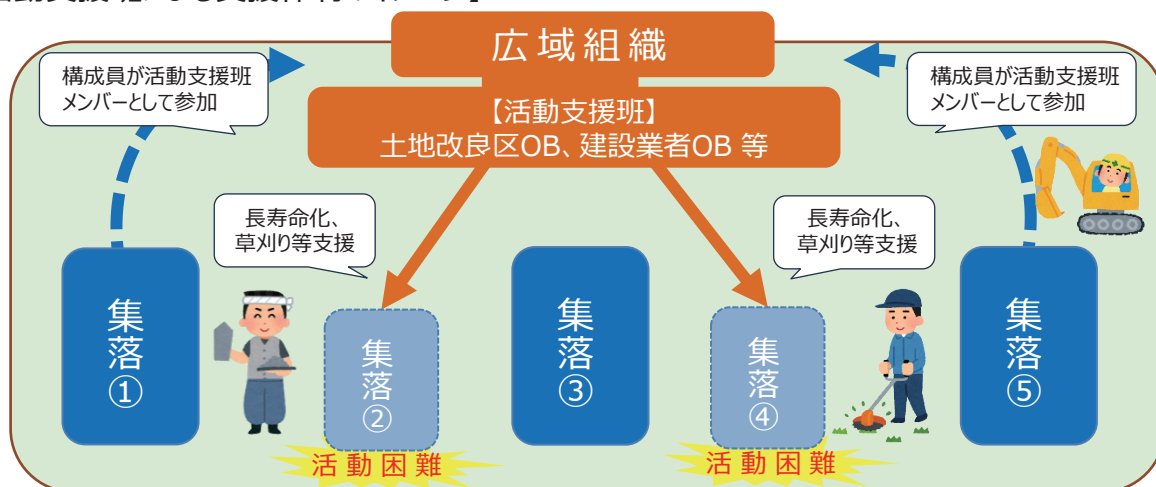
交付金の加算措置を拡充します

(1) 組織の体制強化への支援

広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、**40万円/組織を加算**します。

※ 広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班

【活動支援班による支援体制のイメージ】



(2) 環境負荷低減の取組への支援

環境負荷低減の取組を促進するため、**これまで環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、令和7年度からは資源向上支払の加算措置(みどり加算)として支援**します。

化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組



【加算措置】

項目			交付単価	
環境負荷低減の 取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を 原則 5 割以上低減する取組 と併せて環境負荷低減に取り 組む面積が増加する場合	長期中干し	600	
		冬期湛水	3,000	
		夏期湛水	6,000	
		中干し延期	2,250	
		江の設置等	作溝実施	3,000
			作溝未実施	2,250

地球温暖化防止や
生物多様性保全に貢献

(円/10a)

増進加算の対象活動を追加します

多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を追加します。

【増進加算の対象活動】

a : 遊休農地の有効活用	b : 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c : 地域住民による直営施工	d : 防災・減災力の強化
e : 農村環境保全活動の幅広い展開	f : やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	<u>i : 広域活動組織における活動支援班による活動の実施【R7追加】</u>
<u>h : 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化【R7追加】</u>	
j : a～i のほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k : 広報活動・農的関係人口の拡大	



資源向上支払(長寿命化)の交付単価を見直します

資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用する要件の変更

限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるため、活動組織の規模に関わらず、直営施工を実施する場合において、資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用することとします。(直営施工を実施しない場合は、資源向上支払(長寿命化)の基本単価に 5/6 を乗じます。※)

直営施工の取組事例については、パンフレットをご覧ください。👉

※ 広域活動組織及び広域活動組織の規模を満たしている活動組織が、令和6年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます。



環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)が
事業要件になります



チェックシート方式により、環境負荷低減の取組の実践を要件化

令和7年度から、**全ての活動組織**が「**環境負荷低減のチェックシート**」に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細はパンフレットをご覧ください。👉 



第2編 (第2 - 1) 号				第2編 (第2 - 1) 号		
多額の現金を支払う場合 環境負荷低減のクロスコンプライアンス (A) と (D) のチェック				チェックシート		
				回答者: 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 承認者: 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 承認日: 〇〇/〇〇/〇〇		
(1) 現金の取扱い ① 現金の取扱い ② 現金の取扱い ③ 現金の取扱い				照会しない 照会します	申請しない 申請します	承認しない 承認します
(1) 現金の取扱い (2) 現金の取扱い (3) 現金の取扱い				☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
(2) 現金の取扱い ① 現金の取扱い ② 現金の取扱い ③ 現金の取扱い				照会しない 照会します	申請しない 申請します	承認しない 承認します
(1) 現金の取扱い (2) 現金の取扱い (3) 現金の取扱い				☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
(3) 現金の取扱い ① 現金の取扱い ② 現金の取扱い ③ 現金の取扱い				照会しない 照会します	申請しない 申請します	承認しない 承認します
(1) 現金の取扱い (2) 現金の取扱い (3) 現金の取扱い				☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
(4) 現金の取扱い ① 現金の取扱い ② 現金の取扱い ③ 現金の取扱い				照会しない 照会します	申請しない 申請します	承認しない 承認します
(1) 現金の取扱い (2) 現金の取扱い (3) 現金の取扱い				☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
(5) 現金の取扱い ① 現金の取扱い ② 現金の取扱い ③ 現金の取扱い				照会しない 照会します	申請しない 申請します	承認しない 承認します
(1) 現金の取扱い (2) 現金の取扱い (3) 現金の取扱い				☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
(6) 現金の取扱い ① 現金の取扱い ② 現金の取扱い ③ 現金の取扱い				照会しない 照会します	申請しない 申請します	承認しない 承認します
(1) 現金の取扱い (2) 現金の取扱い (3) 現金の取扱い				☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
(7) 現金の取扱い ① 現金の取扱い ② 現金の取扱い ③ 現金の取扱い				照会しない 照会します	申請しない 申請します	承認しない 承認します
(1) 現金の取扱い (2) 現金の取扱い (3) 現金の取扱い				☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐

事務負担の軽減について

国は、事務負担の軽減に関する取組として対応できるものから順次見直しをすることとしており、その取組として、令和7年度においては一部様式で見直しが行われました。また様式の共通化や入力作業の省力化など事務負担の軽減も行われ、取り組みやすい制度を目指しています。

① 様式を簡素化します！

構成員名簿

○住所の記入欄の削除

様式の記入作業の省力化や個人情報の取扱いの観点から、住所の記入欄を廃止します。

(規約別紙)
〇年〇月〇日

〇〇活動組織構成員一覧

以下3.の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員

記入項目

- ・分類
- ・氏名
- ・住所
- ・団体名等

➡

- ・分類
- ・氏名
- ・~~住所~~
- ・団体名等

住所の記入欄を削除

活動計画書

○活動計画の記入欄の簡素化

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画については、月別の記入欄を廃止し、各活動項目の欄に○を記入するよう変更しています。

(例) **これまで** 活動ごとに実施予定月の記入が必要

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設の 計画策定の 実施	24 農用地の機能診断	○	○										
	25 水路の機能診断		○										
	26 農道の機能診断	○	○										
	27 ため池の機能診断												
	28 年度活動計画の策定		○										

改正後 実施予定の有無のみの記入に変更

活動区分	活動項目	計画
施設の 計画策定の 軽減	24 農用地の機能診断	○
	25 水路の機能診断	○
	26 農道の機能診断	○
	27 ため池の機能診断	
	28 年度活動計画の策定	○

活動記録

○開始時間と活動区分の記入欄の削除等

様式の記入作業の省力化を図るため、活動の開始時間と活動区分の記入欄を廃止します。また、活動時間の入力を選択式にする、日付順に自動で行を並び替える機能を追加するなど、様式の改善を行っています。

活動時間の入力は選択式に

活動区分の記入欄を削除

活動実施日		活動参加人数			活動項目番号（左詰め）				支払区分	活動項目
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数						
4/1	3.5時間	10人	5人	15人	6	14			農地維持, 農地維持	6 鳥獣害防護柵等の保守管理, 14 ため池の泥上げ
4/8										

日付順に自動で並び替え

開始時間の記入欄を削除

② 中山間直接支払との様式の共通化を図ります！

○活動記録と金銭出納簿の共通化

中山間直接支払との一体的な運用を図るため、従来より多面的機能支払で使用してきた活動記録と金銭出納簿について、中山間直接支払においても使用することが可能になります。

【中山間直接支払】

- ・活動日誌（参考様式）
- （※金銭出納簿は参考様式なし）

【多面的機能支払】

- ・活動記録
- ・金銭出納簿

【共通化】

- ・活動記録
- ・金銭出納簿
- （中山間直接支払は参考様式）

③ 様式の入力負担を軽減します！

金銭出納簿

○支出費目の分類を統合

令和6年度までの支出費目のうち「購入・リース費」の分類を「その他支出」に統合しました。

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	領収書 等番号	活動 実施日	備考	長寿命化 への活用
4/1	1.前年度持越	農地維持・資源向上 (共同)	1	200,000		200,000				
5/20	6.その他支出	○○資材の購入費	1		10,000	190,000				
5/20	6.その他支出	お茶の購入	1		3,000	187,000				
6/20	2.交付金	農地維持・資源向上 (共同)	1	2,654,500		2,841,500				

「日当」、「外注費」以外の支出は「その他支出」に分類

番号	費目	内 容 (例)
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金 (共同)、資源向上支払交付金 (長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等 (調査、設計、測量、試験等を含む) に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	「4 日当」、「5 外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材 (碎石、砂利、モルタルなど) の購入費、活動に必要な機械 (草刈り機など) の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など ・技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代、加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」の取組を実施する農業者に対する配分など
7	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

実施状況報告書

○備考欄の記入ルールの変更

様式の記入作業の省力化を図るため、活動計画書どおりに活動が行われている場合、備考欄への記入が不要になります。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
地域 資源 の 基 礎 的 実	点検・ 計画策定	1 点検	○ ○	
		2 年度活動計画の策定	○ ○	
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修	○ ○	実施 (予定) 年度: ○年
		機械の安全使用に関する研修	○ ○	実施 (予定) 年度: ○年
	農 用 地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	— —	遊休農地解消面積 a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	— —	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	— —	
	水 路	7 水路の草刈り	○ ×	
		8 水路の泥上げ	○ ○	

改正後

記入する必要のある場合は、黄色に表示

- ・「実施」欄に「○」を記入した場合は具体的な活動内容や研修実施日等を記入→削除
- ・「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入

円滑な組織運営のための3つのポイント！

全国的に不適切な事案が発生し、過去には岐阜県においても発生しました。適正な組織運営のためには、以下の「3つのポイント」を確実に守ることが大切です。円滑な組織運営に努めましょう。



高めよう 地域協働の力！
多面的機能支払交付金

簡易版

円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～



この資料では、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを紹介します。

ポイント

1 構成員の合意形成をしっかり行いましょう



○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

1. 活動内容について毎年度話し合う



2. 話し合いの記録を作る



3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ



○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

もし合意形成が不十分だったら…



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

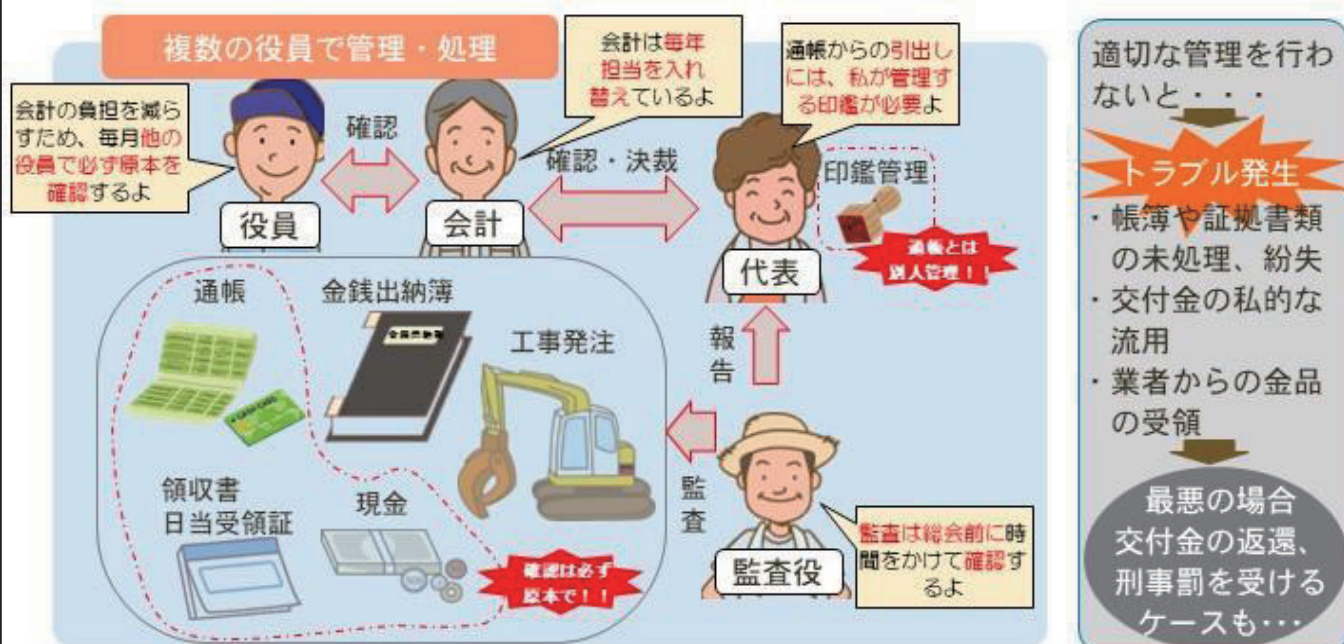
最悪の場合
交付金の返還になるケースも…

令和5年11月 農林水産省農村振興局農地資源課 多面的機能支払推進室
岐阜県農政部、岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

ポイント

2 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう

- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実にに行いましょう。



ポイント

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認しましょう

- 日当の取扱いは、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。



合意形成や本人への支払いが不十分だったら・・・

・不透明な日当の扱い

トラブル発生

- ・日当の目的外使用
- ・揉めごとの発生など

最悪の場合 交付金の返還になるケースも・・・

お 知 ら せ

○ 協議会における研修会等の対応について

協議会では研修会用の映像資料等貸し出しも行っております。

またWeb会議方式を利用した相談会等を開催できる設備を整えております。

研修会用の映像資料等貸し出しや、Web会議方式の相談会をご希望の活動組織は、お住いの市町村を通じて協議会へご連絡いただきますようお願いいたします。



田ケロー（着ぐるみ）は
貸し出しもしています。
県内ならどこでも参上するよ！

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会に問い合わせを！！

岐阜県の農地・水・環境保全だより 第40号

発 行

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号（岐阜県土地改良事業団体連合会内）

TEL 058-271-1326

岐阜県農地・水・環境保全推進協議会

検 索